

スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業業務委託仕様書

1 事業名

スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業

2 事業の目的

近年のスマホの急激な普及により、乳幼児期からスマホに触れる機会が増加しており、長時間のスマホの利用等に伴う心身の発達への影響が懸念されている。

スマホの適度な利用を促すとともに、スマホに代わる「遊び方」等を啓発する講師を育成することで、乳幼児が成長段階に応じた様々な体験活動に親しむ機会を拡充する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 事業の概要

乳幼児^{※1}と保護者が交流する子育て支援センターの職員等を対象^{※2}に、乳幼児期に必要な体験活動について啓発する保護者向け講座の講師育成研修を実施する。

※1 乳幼児は小学校入学前の子どもとする。

※2 子育て支援センター未設置の地域については、こども家庭センター職員等を対象とする。

5 委託内容

(1) 研修の名称

事業目的や事業概要に鑑み、県と協議のうえ決定すること。

(2) 対象施設リストの作成

本事業の対象施設（子育て支援センター及びこども家庭センター等）について調査・リスト化のうえ、県に提出すること。

(3) チラシの作成・周知

多くの参加者を募るため、魅力的なチラシ（郵送のみの場合は1万部程度）を作成し、県の了解を得たうえで、5委託内容（2）のリストに基づき周知（郵送又はメール）を行うこと。

(4) 教材作成

① 専門家（医師、幼児教育者等）を構成員（6名程度）に含む教材制作会議を設置・複数回開催し、別紙「研修概要」①～③の研修で使用する教材（1種類想定）を作成すること。なお、教材には以下の（ア）～（エ）の内容を含めることとし、教材制作会議構成員の名簿は事前に県に提出すること。

（ア） スマホやゲーム機など（以下「スマホ等」）が脳や身体に与える影響（専門家（医師等）の見解に基づくもの）

（イ） スマホ等に代わる遊び・体験のアイデア

※子どもの年齢別（0～2歳／3歳～4歳／5歳以上）に紹介すること

（ウ） 県や、「未来子どもチャレンジ応援事業者[※]」が実施する乳幼児向け体験活動

※福岡県青少年健全育成県民会議のHPを参照（<https://fukuokakenminkaigi.jp/challenges/>）

(エ) 保護者へ効果的な啓発を行うためのアドバイス

- ② 対象施設で配架するため、上記①の教材の内容を抜粋し保護者向けに再編したパンフレットを作成すること。（子どもの年齢別（０～２歳／３歳～４歳／５歳以上）に３種類、１施設あたり各種３０部程度配架できるよう部数を計算のうえ作成。）なお、電子データは対象施設に提供し、事業終了後も増刷等が各所で行えるようにすること。

(５) 研修の実施

- ① 別紙「研修概要」に記載する各種研修（基礎編：講演／応用編：ワークショップ等／実践編：フォローアップ）を実施すること。
- ② 研修日程の調整や会場予約、講師への講演依頼、参加者の募集等、研修実施に必要な業務を行うこと。
- ③ 基礎編及び応用編は、当日のオンライン受講も可能とすること。また、オンラインでの受講にあたり必要な機器は、研修受講者、委託事業者がそれぞれ準備すること。
- ④ 当日受講ができなかった人向けに、後日インターネットで一定期間配信を行うこと。（指定の URL 及びパスワードを付与し、特定の受講者のみが視聴できるようにすること。）
- ⑤ 県や「未来子どもチャレンジ応援事業者」が実施する乳幼児向けの体験活動の広報に有効な方法を提案し、実施すること。

(６) ワーキングチーム会議の実施（２回程度・各６名程度）

事業の進捗を見ながら課題等を分析し、事業実施に必要なアドバイスを行うことで事業を効果的に実施できるよう会議を開催し、教材や研修内容の見直し等を適宜行うこと。なお、会議構成員の名簿を事前に県に提出すること。

(７) アンケート実施・集計

各種研修終了後、受講者向けのアンケートを行うための Web フォームを作成すること。なお、Web フォームでの回答が難しい者がいる場合は、紙媒体でのアンケートを実施すること。

(８) 事業報告書の作成

当該年度での実施状況を検証し、次年度の取組みに向けた議論の参考とするため、事業報告書を作成すること。なお、この報告書には、アンケートの集計結果を盛り込むものとする。

６ 実施状況報告

実績等に関する報告を求められた場合には、随時報告すること。

７ その他

- (１) 効果的な業務の実施のため、業務の各過程で発注者と協議の上、業務を行うこと。
- (２) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (３) 受注者は、成果物が第三者の著作権、肖像権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (４) 成果物の著作権は、原則として県に帰属する。ただし、県が指定する者が作成・運営するウ

ウェブサイト、紙媒体等において無償で二次利用が可能とすること。

- (5) この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者と受注者との協議により定めることとする。